



立すべきものとした憲法の規定、その他個人の尊嚴を規定する新憲法の趣旨に従つたものであります。未成年者については、その保護の必要上、なお父母の同意を要することは從前の通りであります。

第三點は、夫婦及び親権に關する規

定につき、兩性の本質的平等を徹底さ

せための措置を講じたことであります。すなわち夫婦が同居すべき場所

は、これまで夫の意思のみで定められれたものを、今後は夫婦の協議で認めることといたしました。また夫婦の財産關係についても、兩性の本質的平等に反する規定はその適用がないものといた結果、從來の夫が妻の財産を使用されないこととなるのであります。

その他の裁判上の離婚の原因についても、現行法上の夫婦間の不平等を一掃

して、夫婦のいずれか一方に著しい不

貞の行為があつたときは、他的一方は離婚の訴を提起することができるよう

に定めたのであります。親権については、從來は父がまず親権者となる定め

であります。今後は、父母が共同

して親権を行うものとし、父母が離婚

した場合は子を認知したときは、父母が

協議によつて親権を行ふ者を定めるこ

とといたのであります。

第四點は、相續制度について種々の

改革を行つたのであります。すなわち前述のように、家督相續の制度はこれを廢止するのであります。これとともに、相續については一子相續制度を排して從來の遺產相續に準ずる分割相續

制度をとり、相續に關する配偶者の地位を考慮して、配偶者は常に相續人となるものとし、配偶者の相續分についても特別の措置を講じ、遺留分についても若干の變更を試みたのであります。

なお兄弟姉妹は從來遺產相續人とならなかつたのであります。この法律案ではこれを相續人のうちに加えました。

民法に對する應急的措置は以上をもつて盡きるのであります。他の法律に對する法律の規定に反する規定があるときは、これまたその適用はないものと致しました。

以上がこの法律案の大要であります。何とぞ慎重御審議の上速やかに可

決せられんことをお願い申し上げま

ります。

○佐藤(勝)政府委員 大臣に代りま

して、刑事訴訟法の應急的措置に關する法律案について御説明いたしたいと思

います。

新憲法第三章は、基本的人權の保障に關して諸種の新しい規定を設けました

て、特に第三十一條以下については、

刑法手續に關して舊憲法とは著しく異

る、きわめて詳細な規定を設けており

ますので、この規定を實施するため

には、現行刑事訴訟法に相當な修正を

加えなければならぬばかりでなく、

要する部分が少くないのであります。

裁決所法及び檢察廳法の制定によりま

す。

裁判所法及び檢察廳法の制定によりま

す。

次に本案の内容につきまして、重要

な點を概略御説明申し上げたいと存じ

ます。

第一は、辯護權の擴充強化でありま

す。新憲法第三十四條で、何人も抑

留又は拘禁されるときは辯護人を依

頼する權利を與えられることになつ

ておりますので、從來は被告人のみに

ついて認められていた辯護人を、被疑

者が自體の拘束を受けたときにもこれ

を認めることといたしました。また新

憲法第三十七條第三項において、被告

人が資格のある辯護人を依頼すること

ができないときは、國で付するとあり

ます。そのを受けて、貧困その他の事由に

より辯護人を選任することができない

被告人のため、その請求により、國で

辯護人を付することにいたしました。

第二は、搜査機關の統制權についても所要の改正を加えた點であります。新

憲法第三十三條及び第三十四條に規定する司法官憲の意味につきましては、種々の論議がありますが、この點は憲法の保障する基本的人權にきわめて重

くあります。これは、當時慎重を期しまして、捜査機關たる檢察官及び司法警察官吏が捜査のため強制力を用

いたしました。

次に第三は、豫審を行わないことに

いたしました。これには、憲法及び

憲法第三十七條において被告人に迅速

な公開裁判を保障しておる精神に則り

ました。豫審は今後これを行わないこ

とにいたしました。これにより現に豫

審に係屬している事件は、本法施行と

同時に當然地方裁判所の公判に係屬す

ることになるのであります。

第四は、被告人に證人を直接訊問す

る権利を認めるとともに、證人訊問調

書等の證據力に相當の制限を加えた點

であります。現在の規定では、被告人は

必要とする事項について裁判長に訊問

を請求し、裁判長がその請求によつて

訊問をすることになつてゐるのであり

ます。新憲法第三十七條第三項は、被

告人に對し證人を審問する十分な機會

を與えなければならないことを規定し

ておりますので、その趣旨に從つて、

被告人に直接證人を訊問する権限を認

めるとともに、證人等の供述に代わる

べき證人訊問調書等につきましては、

本法案は、きわめて簡単であり、手續

法としては誠に不完全のそりを免れ

を聞く必要があるからであります。

以上御説明申し上げましたように、

本法案は、きわめて簡單であり、手續

法としては誠に不完全のそりを免れ

くすることによつて、被告人の不知の間に作成された證人訊問調書等が、そ

のまゝ證據とせられることがなくなつ

て、これによつて公判中心主義が徹底

されるものと考えるであります。

第五は、事實の誤認、量刑の不當

の理由による上告を廢止し、且つ上告

申立て、司法官憲の意味につきましては、時に慎重を

ならなかつたのであります。なお兄弟姉妹は從來遺產相續人と

ならなかつたのであります。この法律案ではこれを相續人のうちに加えました。

民法に對する應急的措置は以上をもつて盡きるのであります。他の法律に對する法律の規定に反する規定があるときは、これまたその適用はないものと致しました。

以上がこの法律案の大要であります。何とぞ慎重御審議の上速やかに可

決せられんことをお願い申し上げま

ります。

ので、新憲法、裁判所法及び検察廳の制定の趣旨に従つて、裁判官並びに検査官の健全な常識によつて、これが圓滑に運用されることを期待したいと思うのであります。以上簡単ではありますが、刑事訴訟法の應急的措置に關する法律案の概要を御説明申し上げた次第であります。どうぞ慎重御審議の上、速やかに可決せられんことを希望いたすのであります。

○奥野政府委員 次に日本國、憲法の施行に伴う民事訴訟法の應急的措置に關する法律案につきまして、その概要を説明申し上げたいと思います。

本案の提案理由は、既に本會議において申し述べた通りでありますと、日本國憲法及び裁判所法の制定により、裁判機構に著しい變革がもたらされることがなりますので、これに即應して現行民事訴訟法に所要の改正を加えることが必要となつたのであります。しかしながら、日本國憲法實施の上は、同法第七十七條におきまして、訴訟に関する手續については、最高裁判所が規則を定める権限を有することとなりますので、民事訴訟に關する手續中、法律によるものと最高裁判所の規則によるものとの調整をはかることが肝要であり、これがためには最高裁判所發足後、最高裁判所と慎重協議することが望ましく、その他諸般の事情に鑑みまして、このたびは民事訴訟法自體の全面的改正を差控えて、日本國憲法及び裁判所法の施行上必要やむを得ぬ部分に限り、同法に對する應急的措置を講ずることとしたわけであります。これが本案を提案する趣旨であります。

なおこの趣旨に照し、本案について

は、その有效期間を限りまして、應急的措置であることを明らかにするとともに、その期間内に新しい國會において民事訴訟法の全面的改正の審議を煩わすこととしたす所存であります。

以下本案の要點を御説明いたしますと、まず第一に、民事訴訟法の適用について、日本國憲法及び裁判所法の制定の趣旨に適合するように、これを解釋すべき旨の規定を設けたこと。このことは、明文をまつまでもないこととも考えられますと、民事訴訟法の全面的改正をするまでの間、同法に日本國憲法及び裁判所法の制定の趣旨に適合する解説を施し、もつて新しい裁判機構における訴訟手續の適正かつ迅速な進行に、いさゝかの支障もなからしめようとする趣旨に出たるものであります。

第二に、判事補の民事訴訟における権限に關する規定を設けたこと。判事補は、司法修習生の修習を終えた者の中から、直ちに任命されるものであることに鑑みまして、裁判所法第二十七條におきまして、判事補は、他の法律に特別の定めのある場合を除いて、一人で裁判をすることができないと定めずなわち決定及び命令のみを一人ですることが可能といたしました。

第三に、上訴の制度について、新しい裁判機構に即應する規定を設けたこと。裁判所法の制定により、從來の制度と比べ、特に大きな變革を見るに至つたのは、法令等の違憲を決定する権限を有する終審裁判所としての機能をもつ最高裁判所の機構でありますことは、既に御承知の通りであります。こ

の大きい變革に即應するために、裁判所法におきまして、簡易裁判所の事件に對する上告は、高等裁判所の権限に屬するものと定められましたが、最高裁判所を違憲の判断に關する終審裁判所とする日本國憲法第八十一條の精神に鑑みまして、いやしくも法律命令、規則又は處分の立憲性が争われる場合には、たといそれが簡易裁判所の事件

でありますと、また不服申立の方法も考へられますと、民事訴訟法の常識的改正をするまでの間、命令でありますと、常のない決定、命令でありますと、常にその點につき、最高裁判所の判断を受け得ることといたしました。

第四に、行政廳の違法な處分の取消または變更を求める訴えの出訴期間を定めたこと。この種の訴えについては、今後は出訴事項の制限がなくなる關係上、出訴の対象となる行政處分が長く未確定の状態にあることを避けるため、原則としてこの期間を六箇月と定めたのであります。

最後に、第五といたしまして、上訴に關する規定の新設に伴い、必要な經過規定を設けたこと等であります。

以上が本法案を提出する理由の概要であります。なお、詳細の點は御質疑に應じまして、御説明申し上げたいと思います。何ぞ慎重御審議の上速やかに御可決あらんことをお願いいたします。

○小林委員長 本日はこの程度にいたしておきたいと思います。なお皆さんはお願いをいたしますが、会期も大分迫つてしまいまして、餘日があまりませんが、この部屋を裁判所法の委員會とお互いにわけ合つて使わなければならぬ關係上、非常に時間の制限もさられるが、できるだけ一つ御出席下さいまし

て、審議をお進め願いたいと考えます。なお質問のある方は、私までお申し出を願いますと、なるべく順序を工合よく計らつて進めたいと思います。次回は明二十九日の午後一時から會議を開きます。本日はこれにて散會いたします。

午後二時三十三分散會

昭和二十二年五月七日印刷

昭和二十二年五月八日發行

衆議院事務局

印刷者 印 刷 局